

法律ヲ律スレコトカ出来ヌクテ勅令又ハ特別法ヲ律
スレ様條外例ヲ規メテ實ヒタイ、

五、官業労働組合ノ一般労働組合ト同一組織ヲ持テ又

殊ニモテ黄ヒシテハ、労働部ヲ一トシ

以上ノ意見ハ公法ニ若シテ省議トシテ特ニ出サレタモノデハナイ

ハ、労働部ヲ官業労働組合ノ當局者ハソノ後此ノ問題ニ就

テ意見を見テ集メテ井ルテ労働組合法、政府案最後ノ決

定案テハ何等カノ形式ヲ持テ込ムモノト見エバナラヌ、

労働部ハ持シテシテハ新法知テ懇見ハ果シテ通ルルヤ否ヤ

疑問テアルカ若シマ一部分テモ通ル様テコトガアツタラバ

官業労働者ヲ將來ニテ又由テ數テ大問題テアル

一、労働部ハ労働部ヲ一トシテシテハ新法知テ懇見ハ果シテ通ルルヤ否ヤ

◎労働法ハ官業労働除外

右現業官業労働ノ意見 渡邊中央委員ノ報告

労働組合法ガ官業労働者ヲ除外セントスルコトハ

右現業官業(海軍、陸軍、通信、鐵道、専賣局、印

刷局、製鐵所)ノ事シク有スル意見デアリ、

右當局者ハ其ノ後數次會合ヲナシテ井ルカラ労働組

合法、政府案、最終決定マテハ何等カノ形ヲ持シマレル

モ、右ノ意見ハナラナイ

現在右現業官業労働ノ有スル意見ガ若シ一部テモ通ル様

ト事カアツテハ吾ノ官業労働者ノ團結權ハ蹂躪サレ

ル様ナリ地位ヲ甘受セテハナラナイ

労働的御用組合ノ御目度イ報告ニダマサレテ此際